

“清流”荒川を守りましょう！

「荒川ゴミマップ」は、令和4年度に発見されたゴミの不法投棄をグラフで示したもので



ゴミは持ち帰りましょう

河川敷には豊かな自然があり、散歩やジョギング、スポーツ、釣り、バーベキューなどのレクリエーションなど多くの人々から利用され、人々の憩いの場となっています。
しかし、川辺で食べた弁当・空き缶・空きビンなどのポイ捨てが目立ちます。
ゴミの不法投棄は、水質や景観など河川環境を悪化させるだけでなく、魚や鳥などの生態系にも悪影響を与えます。ゴミは持ち帰りみんなできれいな荒川を守りましょう。



荒川1000人クリーン大作戦

毎年、荒川沿い村上市、関川村の皆様が荒川をきれいにする目的でゴミ拾いを実施しています。(今回で17回目)
今年は、令和4年4月3日(日)関川村、令和4年4月29日(金)村上市で行われ、総勢約900人の方が参加しました。多くのゴミが集まり、処分したゴミの量は、可燃ゴミ、不燃ゴミが4トン車3台+軽トラ1台分ありました。



地域一帯で目配りしましょう。

不法投棄を見かけた場合には、下記までご連絡下さい。

【連絡先】

国土交通省 羽越河川国道事務所 <https://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/index.htm>
工務第一課 電話 0254-62-6032

河川へのゴミの投棄は犯罪です。

この図は荒川の国が管理する区間だけのゴミ投棄状況です。皆さんの自宅周辺の河川や空き地でも、このような状況があるかもしれません。

ゴミをみだりに投棄したり、法令で定める方法によらず焼却した場合は「5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人は3億円以下)」に処せられます(廃棄物の処理および清掃に関する法律)。

